

(上富良野町公告第8号)

上富良野町財務規則(平成6年上富良野町規則第9号)第100条の規定に基づき、事後審査型一般競争入札(郵送方式)について次のとおり公告する。

平成27年4月1日

上富良野町長 向山 富夫

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 泉町南団地町営住宅新築工事(電気設備工事)
- (2) 工事場所 上富良野町泉町1丁目
- (3) 工期 契約締結日から平成28年3月10日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 上富良野町における電気工事の入札参加資格を有していること。
- (2) 富良野沿線(上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村)に本店を有する建設業法第3条の規定による建築工事業の許可を受けている者で、直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)が電気工事で750点以上である者、又は上富良野町内に本店を有する建設業法第3条の規定による建築工事業の許可を受けている者で、上富良野町における平成27・28年度入札参加資格者名簿において電気工事の入札参加資格が、B等級に格付けされていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、指名競争入札参加者の指名及び指名停止、入札参加排除に関する基準(昭和57年5月11日決定)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札の参加申請

この事後審査型一般競争入札(郵送方式)に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書を提出し、町長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- ② 資本関係・人的関係調書（その2）（別記様式第2号）
ただし、資本関係・人的関係がない者は、②の提出を要しない。
- ③ 直近の総合評定値通知書の写し
- ④ 工事費内訳書

(2) 提出方法

入札書とともに郵送すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は開札後に行うものとする。

(4) 提出書類様式の入手方法

下記アドレスの上富良野町行政ホームページにおいてダウンロードできる。

<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/>

(5) その他

- ① 申請書等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 町長は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は返却しない。

4 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る見積用設計図書等は次のとおり閲覧に供するほか、希望するものにはCD（PDFファイル）を配布する。

- ① 期間 平成27年4月1日（水）から平成27年4月16日（木）までの休日を除く、
午前9時00分から午後5時00分まで。
- ② 閲覧場所 上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町役場 2階 工事縦覧室
- ③ CD配布場所 上富良野町役場 1階 建設水道課 建設班

(2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書（別記様式第3号）により提出すること。

- ① 提出期限 平成27年4月10日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。
- ② 提出方法 メールに質疑応答書（Wordファイル）を添付し、下記アドレスに送付したのち電話連絡すること。

上富良野町役場建設水道課 建設班 担当：島田

TEL 0167-45-6981

メールアドレス shimada-h@town.kamifurano.lg.jp

※回答は、4月14日（火）に上富良野町行政ホームページにおいて公表する。

5 入札方法

- (1) 事後審査型一般競争入札（郵送方式）の入札は、郵送によること。（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書等の郵送到達期限等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書（入札書は、工事名、入札者名を明記し、封印を押した封筒に入れること）、申請書及び資料を封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達期限日

平成27年4月23日（木）午後5時00分までに必着とする。

(3) 入札書等の到達先

〒071-0596 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町役場 総務課 企画財政班

7 入札の無効

本公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

8 開札

(1) 開札の日時 平成27年4月24日（金）午前9時00分

(2) 開札の場所 上富良野町役場 3階 第2会議室

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員2名の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。ただし、入札参加者で立会いを希望する者は、当日申し出により立ち会うことができる。

なお、入札結果は、落札決定後速やかにホームページ等で公表する。

9 落札者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。この場合、町長は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 町長は、入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（別記様式第4号）する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により町長に対し説明を求めることができる。

① 提出期限 平成27年4月28日（火）

② 提出場所 6（3）に同じ

③ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 説明を求められたときは、平成27年5月1日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.1 契約条項を示す場所

下記アドレスの上富良野町行政ホームページにおいて公表する。

<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/>

1.2 契約書

(1) 契約書の作成を要する。

1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

1.4 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割以内に相当する額。

(2) 部分払 部分払いはしません。

1.5 損害保険等付保の要否 要する

1.6 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用及び設計図書の頒布費用は申請者の負担とする。

1.7 低入札価格調査基準価格制度

本工事は低入札価格調査基準価格を設定している。

1.8 その他

(1) 入札参加者は、上富良野町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 工事施工にあたっては地元業者からの調達(下請施工、資材、燃料、その他工事に関する賄い物品等)に配慮すること。

(3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名競争入札参加者の指名及び指名停止、入札参加排除に関する基準に準じ、指名停止を行うことがある。

(4) 2(7)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更正会社等」という。である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記と同視しうる特定関係があると認められる場合

(5) 2 (8) でいう資本関係・人的関係とは次のとおりである。

設計業務の受託者 株式会社 アイエイ研究所 (旭川市永山6条6丁目4-14)

① 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(6) その他、入札に関する照会先は、総務課企画財政班 (電話0167-45-6980) に照会すること。